

浦添市観光設備(公衆無線 LAN)整備業務委託
仕 様 書

令和 2 年度

浦添市観光振興課

1. 業務名

浦添市観光設備（公衆無線 LAN）整備業務

2. 業務の目的

本業務では、積極的に観光誘客を図っている市内店舗に公衆無線 LAN 環境を整備し、観光客の利便性の向上を図るとともに、Wi-Fi 利用者の利用ログを収集しデータ分析を行うことで、本市の観光戦略を確立することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 12 日まで

4. 業務概要

【Wi-Fi 整備】

本市の整備目的に賛同し、設置を希望する市内店舗に店舗向け Wi-Fi を貸与し、Wi-Fi 環境を整備する。

【Wi-Fi 利用効果の測定】

Wi-Fi 利用者の利用ログを収集し、その属性や動向等の分析を行う。詳細な分析項目は、別途本市と協議し決定すること。

5. Wi-Fi 整備内容

(1)Wi-Fi 利用条件

・整備店舗内において、全ての人(国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等も含む)が、無料で Wi-Fi を利用し、インターネットへ接続できること。

(2)接続構成

- ・本市の貸与する店舗向け Wi-Fi を利用し、店舗の用意したインターネット回線および電源を用いて、インターネットへ接続し、認証をクラウドサーバーにて行うこと。
- ・認証後の利用についても、クラウドサーバー経由で行うこと。
- ・本市が指定する固有の SSID を利用すること。

(3)整備数量

店舗向け Wi-Fi 30 台

店舗の既存インターネット環境（回線およびプロバイダ、電源）に接続するだけで Wi-Fi を利用できるように、事前に設定を行い、設置を希望する店舗に本市からの貸与物品として設置すること。なお、貸与期間及び設置店舗、アクセスポイントの設置場所等については本市と協議すること。

(4)アクセスポイント

アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。

- ・仕様可能周波数は、2.4GHz 帯、5GHz 帯の両方に対応していること。
- ・無線 LAN 規格は IEEE802.11 a/b/g/n/ac に対応していること。
- ・遠隔監視を行うこと。
- ・設置希望店舗の募集、設置日程調整など機器設置に必要な全ての事項については、受託者の業務範囲とする。
- ・アクセスポイントについては電波法令で定められている技術基準に適合している無線機であることを証明する技適マークが付いた機器を使用すること。

(5)店舗向け Wi-Fi 設置

- ・設置希望店舗の募集、設置日程調整など機器設置に必要な全ての事項については、受託者の業務範囲とする。

(6)セキュリティ対策

- ・ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- ・アクセスログ、MAC アドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し保持すること。

(7)認証用ポータルサイト

- ・利用者が本業務により提供する Wi-Fi サービスに接続した場合、最初に本市の認証ポータルサイトの表示を行うこと。
- ・ポータルサイトは、多言語『日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）』に対応すること。
- ・本市が指定するウェブサイトへのリダイレクトを行うこと。
- ・利用者が遵守すべき事項や、Wi-Fi サービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定し、認証時に利用者の同意を得ること。

(8)認証方法

- ・不特定かつ多数の利用を想定する Wi-Fi サービスの犯罪利用・不正利用等を防止するため、利用時の認証は一定程度の本人性が確認できる下記①および②の認証方式を併用すること。

①SNS アカウント（Facebook、Twitter 等）を利用した認証方式

②メールリターン認証方式

→認証画面にて登録したメールアドレスへ送信される本登録用メールに記載された URL をクリックすることで認証完了とすること。

※なお、国内通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等は、本登録用メールの受信が困難なため、手続きに必要な一定時間（10分程度）は一時的にインターネット接続を可能とすること。

・登録された利用者情報を一定期間保持し、一度認証登録した利用者が再度アクセスする際は、簡易な認証（認証手順の省略等）とすること。

(9)問い合わせ対応

・本市からの連絡を受け付ける窓口を設け、障害発生時には速やかに復旧作業を行うこと。（店舗の用意する環境を除く。）

6. サイン設置業務

・Wi-Fi サービスの周知及び利用促進のため、別途作成するチラシ等を店舗へ配布・設置を行うこと。

7. 業務報告

成果品として下記のことを納品すること。

- ・店舗向け Wi-Fi 設置報告書 1部
- ・利用状況（分析）報告書 1部
- ・電子データ

8. 留意事項

受託者は以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1)契約後、速やかに本市の担当者と打ち合わせた上で、作業計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (2)本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合や緊急事態時には、速やかに本市と協議できる体制を整え、両者協議により業務を進めるものとする。
- (3)業務完了後に成果物に誤り、または訂正事項が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正し再度提出すること。
- (4)受託者は、業務の履行する上で、個人情報扱う場合は、浦添市個人情報保護条例（平成 11 年 9 月浦添市条例第 15 号）を遵守しなければならない。
- (5)業務成果の帰属等
 - ①本業務で取得した財産（機器類等）は、一部を除き本市へ帰属するものとする。
 - ②本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。
 - ③本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の管理関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。